

(議長)

日程第22 発議第1号 民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手少数であります。

発議第1号については、否決されました。

日程第23 発議第2号 2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充にむけた意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手少数であります。

発議第2号については、否決されました。

日程第24 発議第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手少数であります。

発議第3号については、否決されました。

日程第25 発議第4号 けいれん性発作障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手多数であります。

発議第4号については、原案のとおり決しました。

日程第26 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手多数であります。

発議第5号については、原案のとおり決しました。

日程第27 発議第6号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手多数であります。

発議第6号については、原案のとおり決しました。

日程第28 発議第7号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手少数であります

発議第7号については、否決されました。

日程第29 発議第8号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

発議第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手多数であります。

よって発議第8号については、原案のとおり決しました。

日程第30 発議第9号 若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手多数であります。

したがって、発議第9号については、原案のとおり決しました。

日程第31 発議第10号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

発議第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手全員であります。

よって発議第10号については、原案のとおり決しました。

日程第32 発議第11号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方の「挙手」を求めます。

挙手多数であります。

発議第11号については、原案のとおり決しました。

日程第33 発議第12号 「平成23年度 江差町各会計決算審査特別委員会」の設置についてを議題といたします。

おはかりいたします。本案については、議長を除く全議員による発議であります。

したがいまして、議長及び監査委員をのぞく、10名の議員を委員として構成する「平成23年度 江差町各会計決算審査特別委員会」を設置し、「平成23年度 江差町各会計決算審査」を、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による「検閲・検査」の権限を特別委員会に委任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、本案については、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員として構成する、「平成23年度 江差町各会計決算審査特別委員会」を設置し、「平成23年度 江差町各会計決算審査」を、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第9

8条第1項の規定による「検閲・検査」の権限を特別委員会に委任することに決定いたしました。

日程第34 発議第13号 管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する事務調査についてを議題といたします。

ただ今、議題となりました、発議第13号については、お手元に配布のとおりであります。

おはかりします。本件については、議長を除く全議員で構成する「管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く全議員で構成する、「管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第35 発議第14号 議員の派遣についてを議題といたします。

おはかりします。本案については、議長を除く議員全員による発議であります。

したがって、本案については、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

発議第14号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、発議第14号については、原案のとおり決しました。

以上で、本定例会に付議された案件については、すべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成24年第2回江差町議会定例会を閉会いたします。

大変皆さんご協力ありがとうございました。

閉 会 16 : 48

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北 海 道 檜 山 郡 江 差 町 議 会

議 長 打 越 東 亜 夫

署名議員 薄 木 晴 午

署名議員 小 林 栄 治